

用語集

【あ行】

・アシビナー

遊び場、地域の行事などを行う広場。

・意匠

デザイン（外観）のこと。

・ウォーターフロント

都市の中で、海などの水面に近接した地域。港湾、工場など産業用に利用されることが多い。

・拝所(ウガンジュ)

神霊がよりつく聖域とされ、拝む場所のこと。

・御嶽(ウタキ)

琉球の信仰における祭祀などを行う施設。

・ウマチー

集落にある拝所へ、集落の祭祀を司るノロを頂点とした神役と集落の代表、集落内宗家の代表などが神酒や供物を供え、豊穰祈願・感謝、集落の繁栄祈願を行う行事。一門、一族が宗家に集合し祖霊を拝み、一族の繁栄を祈願する。

・NPO(エヌ・ピー・オー)

Non Profit Organization の略で、非営利組織と訳す。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもので社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。

・遠景

景観を距離で分類する場合の名称の一つで、山の稜線などの地形の輪郭や空を背景としたスカイラインが際立って認識される景観のこと。目安として対象物との距離が 250m 以遠の可視領域をいう。

・沖縄県屋外広告物条例

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について適正な規制や誘導を行うための必要なルールを定めた条例。(昭和 50 年 4 月 7 日条例第 28 号)

・屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。(屋外広告物法第 2 条)

・屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え、緑化すること。

【か行】

・幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、重交通、広幅員、高規格の道路であることが多い。

・近景

景観を距離で分類する場合の名称の一つで、対象物との距離が近いものを近景と呼ぶ。目安として対象物との距離が 30m 以内の可視領域をいう。

・腰当(クサテイ)

信頼し、寄り添い身をまかす。

・腰当森(クサティムイ)

集落の背後にある「腰当」森のこと。→腰当

・楔形(クサビガタ)

楔のような形状。「V」に近い形で辺が閉じた三角形。

・掘探

岩石・土砂や地中の鉱物などを掘り出すこと。

・景観

景観とは、眺める対象である「景」とそれらを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す「観」から成り立っている。景観は、自然やまちの姿だけでなく、歴史、文化、風俗など私たちの暮らしに関わる様々な要素から構成され、また、目に見えるものだけでなく、波の音や潮の香りなど五感をもって感じるものや、そこで生活してきた人々の心の中の風景（心象風景）も含む。

・景観行政団体

景観形成の方向を検討して景観計画を立案し、住民を含めた景観形成・保全体制を構築して制度を運用するなど、景観法を背景に良好な景観形成を計画的に進めていくことができる都道府県及び市町村のこと。

・景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画。良好な景観の形成を図るため、区域、基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

・景観構造

景観を形成している空間の構造で、地形、緑、水辺、道路、まち並みのこと。

・景観重要樹木

景観区域内において、景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。

・景観重要建造物

景観区域内において、景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。

・景観審議会

町の景観行政に関する諮問機関として町条例で位置づける。景観形成の推進や施策の検討、景観計画の策定等について審議を行う。

・景観法

良好な景観形成を図るため、基本理念及び国、地方公共団体、事業者や住民等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等、所要の措置を講ずる平成16年に制定された我が国で初めての景観についての総合的な法律。

・ 景観アドバイザー

より良い景観を形成するため、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う、建築、土木、造園、都市計画など様々な立場の専門家。

・ 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根があり、かつ、柱や壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのこと。（建築基準法第2条第1号）

・ 工作物

人工的な構造物で、土地に固定して設けられるもの。建築物のほか、橋、堤防、トンネルなどがあり、建築物と対比して建築物以外のものを意味する場合もある。

【さ行】

・ 市街化区域

すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。

・ 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のこと。

・ 敷地内緑化

敷地内において、樹木や草花等を植栽すること。

・ 視点場

景観を眺めるための立ち位置。

・ シーバース

船舶を陸上港に直接停泊することなく、積荷を安全に搬出入するために海上に設けられた栈橋。

・ 斜面緑地

台地又は丘陵の斜面の緑地で、樹林地、草地又は坂道等の緑が連続して个性的かつ良好な自然環境を形成しているもの。

・ 修景

元来は造園上の用語で庭園美化などを意味するが、近年は建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の町並みに調和させることやストリートファニチャーの配置など、都市計画的な景観整備一般を指すことが多い。

・ シンボルロード

市民、観光客、来訪者など多くの人が行き、散策する道路で、町の顔となる通りのこと。

・ セットバック

後退距離のこと。

【た行】

・ 地域防災計画

災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のこと。

・ 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

・築造面積

工作物の水平投影面積。

・殿(トウン)

古くはウマチーなど豊作祈願でノロや住民が祭祀を行う場所。

・都市計画マスタープラン

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域毎の将来象等、都市計画法第 18 条の 2 に基づき当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

・土地区画整理事業

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【な行】

・農業振興地域

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。農業振興地域の整備に関する法律に基づき県知事が指定する。

・ノロ

女性司祭の頂点的存在である。地域の祭祀を仕切ったり、祈りの場である「御嶽」の管理者が主な仕事となる。

【は行】

・原山勝負(ハルヤマショウブ)

各間切の重要な農事奨励法。春秋 2 回、耕地の手入れ、農作物、山林の植栽手入れ保護等の

成績を品評した。勝村には褒賞を与え、負村には制裁を加えた。

・バンタ地形

沖縄の方言で「崖」や「絶壁」という意味。

・微地形

山岳、丘陵などの大きな地形に対して、肉眼では確認できるが地形図上では判別しにくい非常に小規模な地形のこと。

・ヒージャーガー

湧水を引いてきて水を蓄える施設。

・墓地

本計画では都道府県知事の許可(政令都市の場合は市長の許可)を受けた地域であり、その地域の一角の使用権を得て、死体を埋葬(土葬)したり、焼骨を埋蔵(火葬後の遺骨をお墓に納骨)したりする施設を示す。

【ま行】

・MICE(マイス)

ミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビジョン/イベントを総称した用語。

・マンセル表色系

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という 3 つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指す。赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、紫 (P)、青紫 (PB)、赤紫 (R) の 10 色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを 0 から 14 程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

【や行】

・用途地域

都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類ある。

【ら行】

・ランドマーク

地域の目印や象徴的な景観要素となっている山や橋、記念碑や塔、建造物等をいう。

・稜線

山の峰から峰へ続く線。尾根。

【わ行】

・ワークショップ

ある特定のテーマについて集まった参加者が議論したり、共同で作業したりして、結論や成果を見出していくこと。